

日本歯科医学会専門分科会助成金配分基準

1. 専門分科会への助成金は、当該年度学会の会計区分に計上された額を、設定する配分係数により、専門分科会に比例配分する。

(会員数)	(配分係数)
1,000名以下	1
1,001名以上 2,000名以下	2
2,001名以上 3,000名以下	3
3,001名以上 4,000名以下	4
4,001名以上 5,000名以下	5
5,001名以上 6,000名以下	6
6,001名以上 7,000名以下	7
7,001名以上 8,000名以下	8
8,001名以上 9,000名以下	9
9,001名以上 10,000名以下	10
10,001名以上 11,000名以下	11
11,001名以上 12,000名以下	12
12,001名以上 13,000名以下	13
13,001名以上 14,000名以下	14
14,001名以上 15,000名以下	15
15,001名以上	16

2. 配分係数は、前年9月末日現在の専門分科会の会員数をもって当該年度分に適用する。
3. この基準の改廃は、学会理事会の議を経て評議員会の議決を要する。

附 則

1. この基準は、平成2年4月1日より施行する。
2. 日本歯科医学会専門分科会に対する助成金配分係数基準（昭和51年8月30日制定）は、平成2年3月31日をもって廃止する。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日より施行する。